

人・農地プラン
が変わります！

地域計画

将来誰が農地を利用するか地図と計画書にまとめたものです

国では、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正され、「人・農地プラン」に代わり「**地域計画**」を策定することが定められました（令和7年3月末までに策定）。

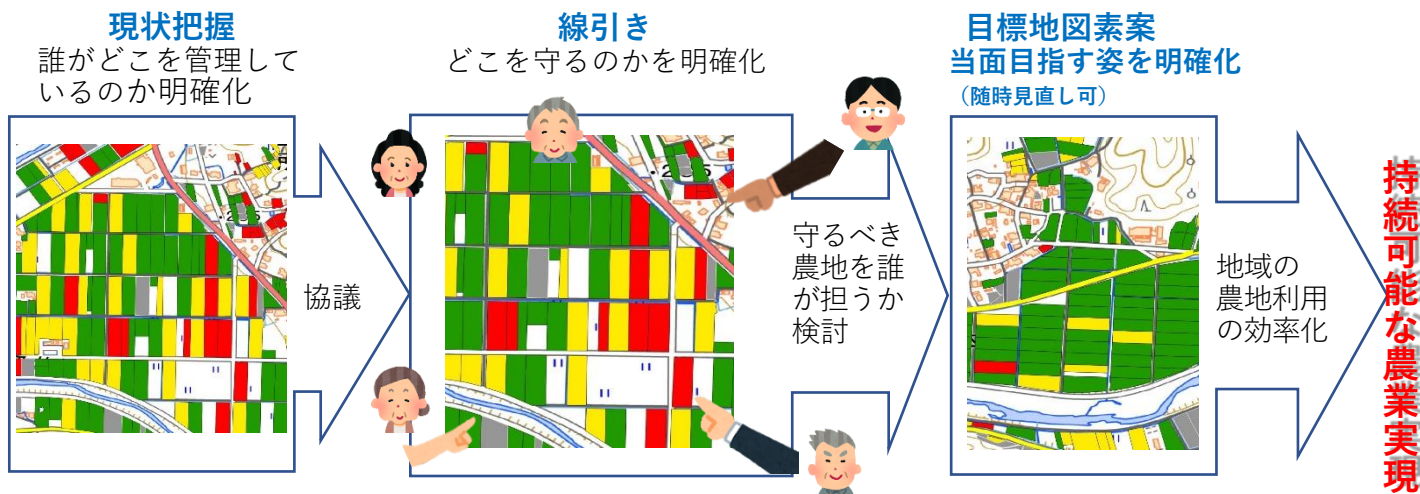
そこで丹波篠山市では、令和5年4月に農政協力員を通じて回答をお願いした「農業者意向調査」をもとに、「**現況地図**」（**誰がどこを管理しているか？**）の作成を進めています。

今後、校区ごとに「現況地図」を参考に、地区（校区）全体で農業課題や課題解決についての話し合いを行い、「**地域計画**」を策定していきます。

1. 「地域計画」策定の主旨・目的

守るべき農地を確実に次の世代に引き継いでいくため、「**将来、地域の農地を誰が利用し、守っていくのか**」「**地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくのか**」について、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる若者や住民等の幅広い関係者が一体となって、**地域の課題について話し合い、将来の農地利用の姿を明確化し、実現を目指します。**

2. 「地域計画」策定・実現の流れ



★「地域計画」があると・・・

- ・地域に関わるみんなで農地を守る姿勢がわかる
- ・農地が集積・集約されていて大規模農家も引き受けやすい
- ・新規就農者も安心して参入・定着しやすい

○地域計画がないと・・・

- ・守るべき農地が見えない
- ・農地を効率よく担い手に集約しづらい
- ・新しい担い手を受け入れるところが見えにくい